

請求する前にもう一度チェックしましょう！(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

(1)報酬請求を適切に行っていますか？

チェック1

利用者の身体状況を確認した結果、入浴を見合わせた場合に報酬請求していませんか。

看護師が血压等、利用者の身体状況を確認した結果、入浴を見合わせた場合には報酬を算定することはできません。

チェック2

介護職員3人(介護予防訪問入浴介護は2人)で訪問入浴介護を行った場合に報酬を減算して請求していませんか。

主治医の意見を確認したうえで看護職員を含めず、介護職員3人(介護予防訪問入浴介護は2人)で訪問入浴介護を行うことはできますが、所定単位数の100分の95の報酬となります。

チェック3

利用者の心身状況から全身入浴が困難であり、部分浴を行った場合に報酬を減算して請求していませんか。

心身等の状況から全身浴が困難な場合で、利用者の希望により清拭又は部分浴を実施した場合は、所定単位数の100分の70の報酬となります。

チェック4

掃除等の生活援助サービスと同一時間帯に実施した(介護予防)訪問入浴介護について報酬請求していませんか。

(介護予防)訪問介護と(介護予防)訪問入浴介護を同一時間帯に提供することはできません。どちらか一方をケアプランに位置づけ直したうえで、ケアプラン上のサービスについてのみ請求することができます。

チェック5

グループホーム入所者や特定施設入所者に対して行った(介護予防)訪問入浴介護を報酬請求していませんか。

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を受けている間は、(介護予防)訪問入浴介護費は算定できません。

(2)運営基準に従って適切にサービス提供していますか？

チェック6

きちんと人員基準を満たしていますか。

訪問入浴介護従事者の員数は看護職員1以上、介護職員2(介護予防訪問入浴介護は1)以上で、そのうち1人以上は常勤でなければなりません。また、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の者(管理者)を1名配置することになっています。

チェック7

きちんと設備基準を満たしていますか。

利用申込の受付・相談等に応じる場所と、訪問入浴介護に必要な浴槽等の設備・備品等を確保し、保管しておく場所が必要です。特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。

チェック8

サービス提供開始に際し、必要事項の説明をきちんと行っていますか。

サービス提供開始時には利用者又は家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し、説明のうえ同意を得なければなりません。

チェック9

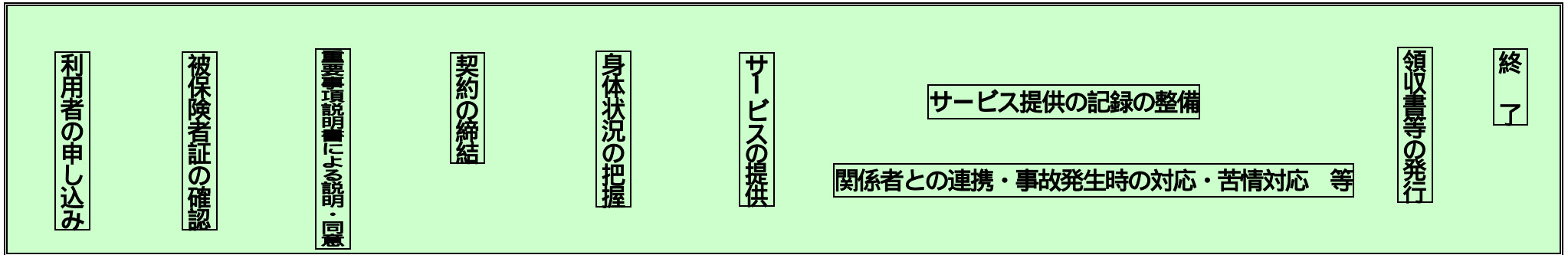
特別な浴槽水等を提供する際には予め利用者等に必要説明をしていますか。

利用者の選定により特別な浴槽水等を提供する場合、予め利用者又はその家族に当該浴槽水等の内容や費用について説明をし、同意を得る必要があります。

チェック10

課税の対象となるものとならないものを区分して利用料を徴収していますか。

通常の事業実施地域以外でサービス提供する場合の交通費と特別な浴槽水等に係る費用のみ課税となり、それ以外の費用は利用料も含めた介護保険サービス全体が消費税非課税となります。



主な指定基準

1 人員基準

管理者：常勤1人(業務に支障がない場合は、当該事業所又は同一敷地内にある他事業所等における他の職務との兼務可)

看護職員(看護師又は准看護師)：1人以上

介護職員：2人以上(介護予防訪問入浴介護は1人以上)

のうち1人以上は、常勤でなければならない。

利用者の身体状況から支障が生じるおそれがない場合には、主治医の意見を確認したうえで、介護職員3人(介護予防訪問入浴介護は2人)によるサービス提供も可能。

2 設備基準

事業を行うための専用の区画
浴槽等の設備・備品等

3 運営基準

利用者の希望・状況等に応じた適切なサービスの提供
サービス提供方法等の説明
提供するサービスの評価、改善
設備・器具等の安全及び清潔の保持
事故発生時における必要な措置
苦情に対する適切な対応
サービス提供拒否の禁止
運営規程の整備 等

介護報酬・利用者負担

1 基本単位数

訪問入浴介護 1250単位

介護予防訪問入浴介護 854単位

2 減算

介護職員だけで行った場合 100分の95

清拭又は部分浴を実施した場合 100分の70

3 加算

特別な地域の場合 100分の15

兵庫県における「特別地域加算」該当地域

[多可町] 杉原谷村、旧八千代全町 [姫路市] 旧家島全町、富栖村、夢前山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。)及び夢前高長
[神河町] 大山村、越知谷村、旧大河内町全町 [宍粟市] 土万村、蔦沢村、梁河内村、下三方村、三方村、繁盛村、旧波賀町全町、旧千種町全町
[佐用町] 長谷村、石井村、久崎町、幕山村、三河村、旧三日月町全町、佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西大島、小日山、目高、寄延、上月、仁位、早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳久及び平松 [豊岡市] 神美村、奈佐村、内川村、三樹村、奥竹野村、中竹野村、八代村、三方村、西気村、室植村、旧但東全町 [香美町] 奥佐津村、長井村、余部村、旧村岡全町、旧美方全町 [新温泉町] 大庭村、温泉町、八田村、赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋及び居組、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野 [養父市] 建屋村、口大屋村、西谷村、旧関宮全町 [朝来市] 糸井村、与付土村、旧朝来全町 [篠山市] 畑村、城東村(後川村、福住村、大芋村)、草山村、北河内村、今田村(全町) [丹波市] 葛野村、神樂村、遠阪村、鴨庄村 [洲本市] 上瀬村、広田村 [南あわじ市] 瀬村、沼島村、伊加味村

4 利用者負担

通常の利用料(1割負担)

通常の事業実施地域以外でサービス提供する場合の交通費

利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(、 は利用者又はその家族の事前同意が必要)